

ルポ 闘う情状弁護へ

——「知的・発達障害と更生支援」、その新しい潮流

「お願いしたいのは、私たちを公正に裁いて欲しいということです。どうか私たちを、あなたたち自身が裁いて欲しいと思うやり方で裁いて下さい。」

——女性の黒人革命家アフェニー・シエーカーが陪審員に向けた最終弁論のことば

アンジェラ・デービス編著、袖井林二郎監訳『もし奴らに朝が来たら』
（青木英五郎『日本の刑事裁判——冤罪を生む構造——』（岩波新書）より転用）

故・副島洋明弁護士へ

はじめに「障害と司法」というテーマをどう受け止めてきたか

本書は、二〇一二年に大阪市平野区で起きたある殺人事件と、そこに下された大阪地裁の判決に端を発しています。いわば、「自閉症スペクトラム障害・知的障害と刑事事件」という、わたしがこの二〇年間に取り組んできたテーマの、とりあえずの締めくくり、集大成という意味をもつものです。それがどのようなかを述べる前に、このテーマにどうかかわり、どんな経緯を経てここにいたっているか、簡単にふり返ってみます。

二〇〇一年、わたしは特別支援学校（当時は養護学校・以下同）の職を辞し、フリーのライターとなりました。偶然ではあるでしょうが、この年、二つの重大な事件が起きました。一つは東京浅草での事件であり（以下、浅草事件。『自閉症裁判』としてまとめられています。詳細は後述します）、こちらは四月三〇日に起きています。もう一つは六月八日、大阪教育大附属池田小学校で起きた児童殺傷事件です（以下、池田小事件。こちらは『宅間守精神鑑定書』の著者であり、加害者の鑑定人である岡江晃氏を招いておこなわれた講演とシンポジウムの記録を、『宅間守精神鑑定書』を読む）としてまとめました。

浅草事件の加害男性は、軽度の知的なハンディキャップをもちながらも福祉の支援を拒み、また

福祉からも拒まれ、卒業後の一〇年ほどの人生を、受刑者としての生活と路上生活をくりかえしながら過ごしました。家には帰れず、居場所をなくし、金銭的に困り果て、そのはてに女子短大生に通り魔的に刃物を向けた事件でした。池田小事件の加害者は、人生の早い時期から粗暴行為をくりかえし、犯罪行為にエスカレートさせながら、精神科の治療と入院をくり返していました。自分の生まれと育ちに激しい呪詛を向け、そんな人生に決着をつけようと何の落ち度もゆかりもない子どもたちを巻き込んで、凄惨すぎる事件に到り着いたのです。

二つの事件はともに、特別支援学校の教員というわたしのそれまでの職業に深くかわるものがあり、衝撃はおおきく、また複雑な気持ちでした。とはいえ、自らの意思で積極的にこのテーマに取り組み始めたというよりも、事件の濁流に巻き込まれるようにして取材に入り、少しずつ自分のライフワークとして向き合うことを余儀なくされていきました。気がつけば、二〇年という歳月が過ぎていたというわけです。

「障害と犯罪」、二つの視点

「障害と犯罪加害」という、しかも殺人事件の加害者などという、教育や福祉の関係者のだれも触れたがらないテーマに、なぜ取り組むようになったのでしょうか。またどうして「もうこれで最後でしょう」と思いながら、この本で四冊目、二〇年にもわたって取材と執筆を続けることになったのでしょうか。いくつか思うところを述べてみます。

同じ「障害と犯罪」というテーマではあっても、池田小の事件は「精神科医療に深く関連する事

件」であり、浅草事件の方は「福祉と教育に深くかかわる事件」です。共通して言えることは、普段は、「共生社会」とか「差別のない平等な社会」といった「建前」（もちろん建前であれ、この理念は重要です）の奥に隠れている、障害をもつ人びとへの差別、侮蔑感、排除の感情が、事件が起きた途端、社会のあちこちから噴出してくることです。あつという間に世論の多くが、「なぜこんな危険な人間を野放しにしておくのか」という「野放し論」に形を変えます。わたしはそういった事態にこれまで何度となく立ち会ってきました。社会の忌避感情はほとんど変わってないといも感じています。

こうしたなかにあつて、この間、わたしの問いや問題意識は次のようなものでした。

池田小学校事件は、精神科臨床の診断や治療、精神鑑定というものが（とくに起訴前の簡易鑑定が）、どこまで有効性や妥当性をもつものかという疑義を、社会のなかに浮かび上がらせました。この事件のあと、詐病ということばや刑法三九条、責任能力ということばが、メディアに露出するようになりました。いわば、鑑定を含め、精神科医療への信頼をどう担保するのかという問題が、一気に現れるようになったのです。

もう一つの浅草事件の方はどうでしょうか。障害をもつ人びとが、犯罪加害者あるいは被疑者として現れてくるまでの間、どのような人生の経緯を経ているのか、なぜ犯罪加害などというところへ追い込まれてしまったのかというようないわば彼らの生活史にかかわる問題がありました。ここには教育も福祉もそして司法も、彼らの現状に蓋をし、見ぬふりをしてきた、という長い歴史があります（*）。

さらには、障害をもつ人たちが司法の場面に現れたとき、取り調べから始まる一連の刑事手続きに、どんなふうにして乗せられていくのか。取調室という「密室」で何が行われているのか。あるいは刑事施設には障害をもつ人の割合が二割から三割を占めるといふ事実も取材に入っただけで知ったのですが、なぜこんなことになっているのか、この点にも詳しい吟味が必要なのではないかというように、司法にかかわる問題がありました。言ってみればわたしは、「障害と犯罪」の背後にある見えにくい問題、タブー視されてきた問題を明るみに出し、こうした現実を理解してほしいというアナウンスを、二〇年間くりかえしてきたわけです。

しかしまたここには深いジレンマがあることも理解していきました。知的障害や自閉性の障害がどんなもので、それが犯罪加害にいたるプロセスのなかで、どのようにマイナス要因として働いてしまうのか。そのことを明瞭に描こうとすればするほど、逆に、「障害者は犯罪予備軍である」といったように、「障害者と犯罪」を強く結びつけてしまうことになりかねません。実際、そういう批判を直接に、あるいは間接に向けられたこともありました。彼らの特性を浮かび上がらせようとすればするほど、そこには「障害／健常」という分断線が引かれることになり、これはわたしにとって背理でした。

わたしの最大のテーマは、「障害／健常」などという分断の必要のない社会、そんなことば自体がなくても暮らしていける社会がどうすれば可能なのかというものです。そんなことは非現実的な夢想にすぎない、と「リアリスト」を自称する人々からは嘲笑されるでしょうが、ともあれ、自分自身の著作が背理であり、この背理をどうクリアしていくか。そのこともまた重要な課題でした。

もう一つありました。わたしの訴えが「障害者だから罰を免じてほしい、許してほしい」という昔ながらの、やさしさと思いやりの「障害者擁護論」と見なされることが少なかつたことです。結果、「その考えはおかしい。障害者と言えども、罪は罰せられるべきだ、責任はとるべきだ」という、わたしからすれば外れの批判が向けられることも少なくありませんでした。しかし、拙著を読んでいただければ理解していただけると思うのですが、わたしの訴えはむしろ反対です。「その責任に応じてしっかりと裁いて欲しい」というものです。ただし、ここには続きがあります。「そのためにも、彼らの障害をきちんと理解してほしい」。そういう訴えです。

ところがなかなか届きません。メディアはあいかわらず触れずに済ませようとしていましたし、触れたとしてもどこか腰が引けていました。社会はただただ危険視し、排除感情を強くするか、あるいは差別はしませんと言いながら巧妙に排除しようとしています。この高いハードルをいきなり突破することは無理だろうと腹を決めてはいますが、少しでも多くの人に理解してもらうためには、どんなふうの問題を整理し、どんな戦略を立てて進めていったらいいのか。これらのことが、この間、わたしのなかで課題化されていきました。

ところが、さらに難題にぶつかります。

一つは冒頭で述べた、二〇一二年に大阪市平野区で起きた、アスペルガー症候群と診断された青年による「実姉殺人事件」です。それを裁いた大阪地裁の判決が、「アスペルガー症候群の受刑者・出所者への『社会的受け皿』はあるのか」と問うてきました。ある雑誌より執筆依頼を受け、取材に入ったのですが、これにどう答えるのか試行錯誤が続き、自分で納得のできる着地点を見い

だせないまま時間ばかりが過ぎていきました。そのさなかに突然降って湧いたように、二〇一七年、神奈川県相模原市での入所施設津久井やまゆり園で「優生思想テロ」ともいふべき愚かしい大量殺傷事件が発生しました。ターゲットとされたのは重度の「障害」をもつ人びとでした。

わたしは、この二つの事件が間違いなく連動していると受けとめました。一方は裁判所の裁判官と裁判員という、公的な日本国民の声の、最大公約数ともいふべき法廷で示された「障害者差別」です。

そしてもう一つは現在、日本の若者の多数を占めている層、自分の社会的有用感や尊厳をすり減らしながら成長しなければならなかった層から、突然飛び出してきたヘイトと差別と優生思想の、権化のような事件です。いわば社会の両極から、公然と「障害者差別」が発信されたのです。

やまゆり園の事件の後、膨大な意見がメディアに流されたのですが、この二つを結びつけて論じた例を、わたしは知りません。福祉支援者と言えども、「犯罪加害者」へはやはり無関心なのでしょう。ともあれわたしはここで腹を決め、それまで滞らせていた大阪平野区の事件についての取材と執筆を再開させました。同時に「津久井やまゆり園事件を考え続ける会」に参加させていた大きながら、少しずつ手探りを始めています。どこまで論じることができるかはわかりませんが、こちらは次の仕事になるはずで

大阪平野区の事件についていえば、社会的受け皿、更生支援、刑事弁護の在り方が課題です。社会的受け皿となる現場、社会福祉士、弁護士、医師、刑事政策のスペシャリストの方々を、集中的に取材する日が続きました。そしてすぐに、「司法と福祉の連携・協働」が、新たな局面へと入っ

ていることを知らされました。連携は深められ、さまざまなスタイルでの支援がなされるようになっていきます。これは間違いなく、大きな進展です。

ところが、取材を進め、文献や資料を読み込んでいくなかで、手放して喜んでいい事態だけではないことに気づいていきます。その一つが、「再犯防止と更生支援」ということばに含まれる、微妙だけれども重要な相違です。これは言葉上の表面的な相違にとどまるものではなく、「福祉」がもつ性格の、深いところへの問いかけを含む問題です。

詳しくは本文で述べることとなりますが、ここが、二〇年前に渦に巻き込まれるようにして取り組み始めた「障害と刑事事件」というテーマがたどりついたところでした。

本書を、故・副島洋明弁護士に捧げます。

(*)この点について副島隆彦と山口宏の共著『法律学の正体』（洋泉社・二〇〇二年）のなかで、副島氏が次のように述べています。「率直に、正直な話をしますと、日本の犯罪者たちの相当の割合が、じつは潜在的な常習犯罪者であるわけです。これは日本の言論界では言ってはならないことになっていますが、もはや言わざるをえない。刑務所から出てもまたすぐに犯罪を起こして舞い戻ってくる。どうしても自分で自分の生活を規律することができない人々が犯罪者という認定を受けて、いわば社会福祉施設として刑務所・拘置所が存在しているのです」

このことは刑法の実務にいる人はすべてよくわかっているといい、ロンブローゾの「生来的犯罪者説」

に触れた後、次のように書きます。「それはともかくとして、思いやりとかやさしさとか『人権思想』が妙なふう膨張したために、(刑法学者は)自分の善意を守り通すために、犯罪者へのいたわりを示そうとして、そのような常習的犯罪者像を率直に語ることなしにたとえは死刑の是非とかを語ることはもはや大きな欺瞞・偽善であると思います」。これがおそらく当時の、常識的な見解でした。

いわば『自閉症裁判』という本は、「日本の言論界では言ってはならないこと」を、初めて白日の下にさらしたわけです。ただし、ここで言われている「常習的犯罪者」を、たんなる「やさしさか思いやり」で描いたのではなく、徹底してリアルなまなざしを向けたときにどのような実状が浮かび上がってくるか、そのことを追求したのです。「どうしても自分で自分の生活を規律することができない人々」という個人因子に還元するのではなく、「社会生活上において大きなハンディキャップをもたされている人」と、視線変更をしてみたというわけです。

ルポ 闘う情状弁護へ 目次

——「知的・発達障害と更生支援」、その新しい潮流

はじめに 「障害と司法」というテーマをどう受け止めてきたか

プロローグ パラダイムの転換と「新しい潮流」の背後にあるもの 1

第I部 ドキュメント 大阪地裁判決はなぜ求刑を上回ったのか

第一章 二〇一二年七月、ある判決、噴出する批判——アスペルガー症候群と裁判員裁判 12

第二章 加害男性の見ていた世界——なぜこのような惨劇がおこったのか 27

第三章 男性は何を語ったか——大阪に弁護団を訪ねて 49

第四章 高裁判決と弁護団のふり返り——刑事弁護と情状弁護 69

第五章 出所者を福祉につなぐ——「地域生活定着支援センター」の現状と課題 90

第II部 「障害と刑事弁護」、その始まりと先駆者たち

第六章 「知的障害」をもつ人の刑事弁護はどう始まったか——「悪い障害者」は支援しないのか 120

第七章 副島洋明という刑事弁護人——「金を払って弁護士を雇え！」 133

第八章 「自閉症スペクトラム障害」を初めて正面にすえて闘う——二〇〇五年大阪寝屋川

事件で少年の「障害」はどう裁かれたか 151

第九章 更生支援、まずは支援者こそ発想の転換を——「ふるさとの会」の生活支援と司法との連携 165

第Ⅲ部 司法と福祉の協働が新たな「人権侵害」とならないために

第二〇章 福祉の仕事は「再犯防止」か——「更生支援計画書」の誕生、ある社会福祉士の危惧 186

第二一章 治療的司法と新しい「協働支援」——排除型の裁判から社会包摂へ 205

第二二章 社会内処遇の新たな試み——更生を支えるものはなにか 236

第二三章 協働的更生支援、これからの課題——支援の理論と方法 248

エピローグ 新しい更生支援のその先へ 272

プロローグ パラダイムの転換と『新しい潮流』の背後にあるもの

『薬物依存症』と現場のパラダイムチェンジ

本章に入る前に、一つの社会的背景について、簡単なアウトラインを描いておきたい。

この二〇年の間、わたしは障害者福祉、高齢者ケア、困窮者支援、特別支援教育現場、精神科医療と、さまざまな現場取材をつづけてきた。改めて感じることは、チーム支援や多職種連携が今や当たり前のようにおこなわれていることに加え、大きなパラダイムチェンジ（思考転換・文脈転換）が生じているという事実だった。その兆候が見られるようになったのは、二〇〇〇年前後くらいからだろうか。二〇一〇年代に入ると、もはやそれはあきらまなかった。

もちろん現場でのありかたはさまざままで、自分たちにとって「あたりまえのこと」を「あたりまえ」にやっているだけだ、と感じながら実践している現場がある。第三者から見ると、じつはとも先駆的な取り組みであったり、これまでの支援の『常識（セオリー）』をとくに超えるほど先んじている、という現場もあった。

しかしまた一方では、旧態依然とした理念や支援のスタイルを疑わずにもちつづけている現場もあり、支援とは囲い込みであり、指導・管理だと考えているかのような現場もあいかわらず残って

いた。自らを開いていこうとする現場、自らに自足したままの現場。この大きな二極化が、パラダイムチェンジのなかで生じていた。

では、「パラダイムチェンジ・発想の転換」とはどんなものだろうか。象徴的だと感じた例を一つだけ取り上げてみる。

二〇一八年九月に、松本俊彦医師（*1）の手になる『薬物依存症』（ちくま新書）が出版された。著者の松本は、我が国の依存症治療の第一人者と見なされている医師だが、一読し、いくつもの重要なことが書かれているを感じた。その最大のもは、これまでの薬物依存症の「患者観（あるいは患者像）」の転換を、強く打ち出していることだった。

一九八三年、「覚醒剤やめますか？ それとも人間やめますか？」という、日本民間放送連盟（民放連）による麻薬撲滅キャンペーンのCMが流れていたが、これは間違いなく大きなインパクトがあった。コピーにあるように、薬物依存者は「人間をやめてしまった」人たちであり、「社会からドロップアウトした」存在である、そんな人間にならないためにも薬物には絶対に手を出さないように、というのがこのCMが発する強烈なメッセージだった。このイメージこそが、現在まで延々と続いてきた薬物依存者に対する社会の眼差しである。つまりは、依存者は社会から排除されるのが「至極当然」と見られていたし、今もそれは続いている（先の本の出版と、松本医師の積極的な啓発活動もあり、だいぶ変化の兆しはみられるが）。

松本の大きな功績は、このような患者像をひっくり返したことである。社会における排除のまなざしが強ければ強いほど、患者は依存から抜けられなくなる。治療をいくくり返しても、治療可

能性は低くなる。依存が深まれば深まるほど孤立する。孤立から脱却するために何よりも必要なのは、社会の理解や他者の支え（つながり）であり、嘘をつかなくても済むような居場所だと松本は強調する。

薬物に手を染める人間はもともと孤立傾向が強く、ストレスや精神的負荷を抱えこんでしまうタイプが多い。孤立とストレスを解消しようとして薬物に手を出してしまうが、しかしそれはさらに深い孤立に自らを追い詰め、依存に拍車がかかる。失敗してはいけない、というプレッシャーが多くの「嘘」をつかせ、悪循環から抜けられなくなる。このプロセスが、治療に失敗し、依存から脱却できない最大の理由である。つながりを求めようとして孤立の深みにはまり込んでいくのが、薬物依存症者の特徴なのだと言本はいう。

したがって患者を孤立させないことが治療の最大の目標になる。大事なことは、患者を刑務所に閉じ込めておくことでも、長期収容入院させることでもなく、社会のなかに居場所を作ることである。周囲の支援者に支えられながら、生活を維持していくことである。そのような社会を作ることこそが、依存から回復できる大きな要因である、と明快な主張を打ち出した。

パラダイムチェンジという冒頭の話に戻せば、『薬物依存症』という本は、先に挙げた支援現場で起こっている発想の転換を、とても象徴的に示していると感じたのである。これまでは医療に忌避され、社会からも排除されてきた依存症者を、依存症は病であり、依存症者は回復できるという患者イメージへの転換である。したがって松本の活動は、刑事処遇の改革という意義をもつ。

いま、司法の現場で何が起きているのか

さて本書では、「治療的司法」「司法と福祉の協働」ということばが（特に第Ⅲ部で）多く使用されるが、それが本書のキーワードとなる。「知的・発達障害者の更生支援」を積極的に訴える刑事弁護に、「新しい情状弁護」「闘う情状弁護」ということばをあてている。通常の刑事弁護にあつても被告人の生育や生活条件などの情状を前面に出し、酌量を訴える弁護は行われていたが、これらのことばは、さらに踏み込んだ意図を込めたものである。

近年の更生を訴える情状弁護について、専門書を開くと、次のように書かれている。

「更生支援計画を最大の情状立証とする情状弁護としては、本来、被告人の生育歴や全生活のなから、犯罪に至った理由を明らかにし、被告人の苦境をくみ取り、被告人に有利な事情を探し出して立証し、その後の更生につなげるような程度のもが必要である。裁判をしのぐだけの方便としての情状立証であつては、真に被告人の更生に資するものとはならないからである」(*)

2)

一九九〇年代ごろより、熱心に、知的障害をもつ人たちの刑事弁護に取り組む一握りの弁護士は見られた。その弁護士たちの採っている弁護方法が、今思えば、ここでの「更生支援を目指した情状弁護」であり、「司法と福祉の協働」の源流だったといえる。言い換えれば、刑事弁護と更生支援の領域にも、二〇年の間に、新しい潮流と呼びたくなる質的な変容が起きていたのである。職人的弁護で皆を引っ張る弁護士、それを補佐・補助する福祉実践者という関係が、互いにそれぞれの良さを理解し、補い合う対等の「協働」の関係へ、という変化だといってよい。

この変化は、まず「司法と福祉の連携」が言われ、法務省と厚生労働省が初めて提携する形で、地域生活定着支援センターが全国都道府県に設立された。そのことによって、身元引受人のいない満期出所の「困窮・高齢・障害」をもつ受刑囚を、出所時点で福祉につなぐ、いわゆる「出口支援」が始まり、それはいまや定着している（とはいえ、出所者を受け入れる福祉の側はいかかわらず広がりをもてずにいるが）。逮捕・勾留から公判にいたる過程でも、法務・検察庁は積極的に社会福祉士の導入を図りはじめた。

弁護士にあっても、社会福祉士や福祉施設の職員との協働を志向する弁護が浸透しはじめた。「更生支援計画書」を携えて証言する証人（社会福祉士や精神保健福祉士、施設職員など福祉関係者）は、「情状証人」と呼ばれ、障害と生活の現状（アセスメント）、生育歴、支援計画などを書面化し弁護活動の前面に出していく。この更生支援計画書を、「情状証拠」という。

では、従来の刑事弁護とどこが違うだろうか。本書の第Ⅲ部・第一章に登場する浦崎寛泰弁護士は、従来の「量刑相場と情状弁護」について次のように述べている（*3）。

「刑事裁判そのものが一つの課題ではあるのですが、法律は何も変わっていませんから、昔ながらの刑事裁判がつづけられているわけです。日本の刑事裁判はやったことに見合った刑罰を科すという考え方〔行為責任主義〕なので、障害があるのが反省していようが、どんな生い立ちだろうが、貧しい家庭だろうが裕福だろうが、ほとんど関係がない。

財産犯であればいくら盗んだかという被害額。殺人であれば計画性があったかなかったか。凶器はどうだったか。傷害であれば全治何カ月か。やったことの重さに見合っただけで刑が決まるという

のが、日本の刑事裁判です。それによって量刑相場が作られてきたわけです」

従来型の裁判では、裁判官室にある量刑端末で、凶器は何か、ケガがどれくらいか、計画性はあったかなど、いくつかの検索項目を入力するとグラフが出てきて、それを参考にして懲役何年から何年まで、という量刑のおおよその枠が決まるという。量刑はそのようなシステムのなかでキャリア裁判官が積み上げてきた歴史であり、裁判員裁判になってもその基本は変わらないと浦崎はいう。

「刑事弁護人は量刑を軽くしないといけないので、裁判官に向って『この人の生い立ちはどうで、障害があるにもかかわらず支援がなかった、こんな人を刑務所に入れるよりも医療ではないか』と訴えることになるわけですが、そういうことを一〇〇回言ってもキャリア裁判官には通じない。あくまでも量刑端末で決まっているわけです」

このシステムが強固である限り、「更生支援計画書」を前面に打ち出して弁護に当たったとしても、現状の打開は難しい。では、どうすればいいのだろうか。

「少なくとも今のシステムが変わるまでは、『障害』をストレートに押し出すのではなく、従来の裁判官のなかにも収まるようなかたちで、『障害』自体がどう事件に影響があったのか。障害があるから事件を起こしたという説明ではなく、背景に発達・知的障害があり、仕事が入りまかない、職場でトラブルになり、仕事がなくなる。家庭内でストレスがたまる。とっさに手が出してしまった、家を追い出された。家庭内で虐待があった。その延長でこの事件は起きた。だからやったことに対する責任の重さも変わる。そういう描き方を、弁護士がきちんとできるかどうか

か」

もう一点注意すべきは、先ほど書いたように法務省も福祉との連携を強く打ち出し、刑事施設や検察庁へ社会福祉士の参入を押し進めてきたのだが、では、これで「めでたしめでたし」で終わるかというところ、そうはならないところが、刑事司法領域の面倒なところである。一部弁護士などの法曹家や刑事司法学者、社会福祉士から警鐘が発せられるようになってきているが、難題はおおよそつぎのようなものである。

「再犯防止」や治安維持に反対する国民はいない。安心と安全は社会の基盤である。しかしそれが、ときに一人の人間（「罪を犯す障害者」）の、大きな権利侵害・心理的物理的侵害によってもたらされるようならば、本末転倒である。詳しくは第六章で述べるが、更生支援と再犯防止は異なる。福祉の側がこの感度をどこまでもつことができるか。捜査機関の下請けや肩代わりとなってしまうようであれば、障害をもつ当事者のみならず、社会にとって大きな脅威となる。

このような特性を福祉は有している。かつての旧優生保護法での強制不妊手術、本人の意思を無視した施設収容。支援の名もとの管理や指導、強制。これまでの福祉が行ってきたこうした負の側面は、決して忘れてはならないものである。

司法の課題も少なくない。「代用監獄」の残置（警察は思いのままに取り調べができ、冤罪を生む大きな要因の一つと言われる）の問題。青木英五郎がすでに五〇年前に『日本の刑事司法』で指摘した「検察官司法」「人質司法」と言われるような被疑者にとっての圧倒的な不利益は、いまだ是正さ

れていない（取り調べの全面可視化が進められているが、それに対しても、検察官が自分たちの有罪立証の有力な証拠となるよう巧みな使い方をしている、という批判が弁護士会などから出されるようになった）。さらに言えば、治安維持法時代の司法界の上層部が戦後も残り、戦前の体質がじつは戦後もそのまま温存されている、と指摘する識者もいる（例えば、内田博文『治安維持法と共謀罪』岩波新書）。

こうした課題が改善されないまま、そこに、裁判員制度が加わることになった。これは、国民を排除して成り立ってきた「官僚裁判」と言われるような、旧来からつづく刑事裁判の閉鎖的体質を是正しようと導入されたはずの制度であるが、始まって以来、厳しい批判が寄せられてきた。このように、刑事司法には多くの課題があるといわれながら、戦前の「閉ざされた司法」への反動化を示しつつあるのではないかと危惧されるときに、「司法と福祉による協働的支援」という取り組みが推し進められようとしている。

いいかえれば、「司法と福祉による協働的支援」は近代を前へ進めようとする潮流である。しかし、それと拮抗するように、見えにくいところでプレ・近代へと引き戻そうとする力も働いていることは間違いないことだ。この二重の潮流がさまざまな形で亀裂を大きくしつつあるというのが、もう一つの社会背景である。

（*1）松本俊彦の肩書は「国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部部长兼薬物依存症治療センターセンター長」。

（*2）内田扶喜子・谷村慎介・原田和明・水藤昌彦『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援

司法と福祉の協働実践』(二〇一一年・現代人文社)

(＊3) 浦崎へのインタビューは、『飢餓陣営』48・二〇一九年春号に、「弁護士とソーシャルワーカーの協働をめざして」として掲載された。またこの領域の理論的支柱となってきたのが土井政和氏(九州大学名誉教授・刑事法)である。「刑事司法と福祉の連携」の権利論的構成(二〇一八年・『司法と福祉の連携』の展開と課題・現代人文社・所収)など。

〔注記〕本書での用語は、自閉症スペクトラム障害のほか、アスペルガー障害、広汎性発達障害、発達障害、自閉症圏の障害といった用語が混在して用いられていますが、いずれも、昨今の医学用語でいう「自閉症スペクトラム障害」とほぼ同義で用いています。個人的には微妙なニュアンスや概念の相違をそれぞれの語彙にもっているもので、あえて統一することはしませんでした。

また、知的障害や、自閉症スペクトラムそれ自体は、「犯罪」行為へは直結しません。ただ、生きていく上でのハンディキャップ(困難)となることが少なくありません。社会的障壁や人間関係における不利益が、適切なサポートのないままにされたとき、犯罪へといたるリスク因子を招き寄せることとなります。人とのかわりから孤立し、社会から排除された状態に長期に置かれるにつれ、リスクは相乗的に大きくなっていきます。そして二次要因(いわゆる認知の歪みの促進)、三次要因(偶発的出来事)が複合されるとき、犯罪行為を結果とします。ともあれ、「障害は犯罪には直結しない」こと、この点はあらかじめ、銘記しておきたいと思います。

また()は、引用の雑誌論文・談話、著書の原文のものであり、〔 〕は、引用文や談話における著

者（佐藤）による補足、と区別して表記しました。

取材に応じてくださった方々の肩書は、取材時のままです。以降の本文では敬称は略させていただきます。ご了承ください。

第一章 二〇一二年七月、ある判決、噴出する批判

——アスペルガー症候群と裁判員裁判

波紋を広げた「量刑の理由」

二〇一二年七月三〇日、大阪地方裁判所（以下、大阪地裁）が下した一つの判決が、大きな反響と批判を呼び起こした。

罪を問われたのは四〇代男性。被害者は、男性の毎日の生活援助者であった実姉。罪状は殺人。検察官が示した「犯行にいたるまでの経緯」、あるいは「犯行時の事実の認定」については、本人弁護側双方ともに争いがなく、量刑が最大の争点となっていた。

検察官は、強い殺意にもとづく犯行であり、結果が重大であること、母、次姉、被害者の夫など、被害者遺族の処罰感情には強いものがあり、できる限り刑事施設への長期の収容を望んでいること。犯行にいたる経緯、動機が身勝手な悪質であり、被告にはいまだ真摯な反省が見られないことなどを理由として、懲役一六年の求刑を申し渡していた。

一方、弁護側は、被告男性が一〇歳より三〇年に及ぶ引きこもりの生活を続けており、逮捕後の精神鑑定ではアスペルガー症候群と診断されたにもかかわらず、犯行に及ぶまで全く支援のない状態であったこと、姉への怨恨は、生活実態の窮状や障害によって引き起こされたものであることな

どを訴え、保護観察付の執行猶予付き判決を求めている。

裁判所が下した判決は求刑の一六年を超え、有期刑では最長となる懲役二〇年が言い渡された。この事実がまず世間の注目を集めた。それとともに驚かせたのは、判決理由として、以下のような記載がみられたことだった。

「(量刑の理由)

…(略)… すなわち、被告人は、本件犯行を犯しながら、未だ十分な反省にいたっていない。確かに、被告人が十分に反省する態度を示すことができないことにはアスペルガー症候群の影響があり、通常人と同様の倫理的非難を加えることはできない。しかし、健全な社会常識という観点からは、いかに病気の影響があるとはいえ、十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すればそのころ被告人と接点をもつ者のなかで、被告人の意に沿わない者に対して、被告人が本件と同様の犯行に及ぶことが心配される。被告人の母や次姉が被告人との同居を明確に断り、社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では、再犯のおそれが更に強く心配されるといわざるを得ず、この点も量刑上重視せざるを得ない。被告人に対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要がある、そうすることが、社会秩序の維持にも資する」

この判決に対し、ただちにメディアは反応した。「保安処分」ということばを明記する社説さえ

見られた。報道を受けた関連団体からは、次々と抗議声明が出されていった。そのなかから適宜拾い上げてみる（文責は佐藤、肩書はすべて当時のもの）。

「1. 障害を理由に罪を重くすることは差別ではないのか」「2. 発達障害を正しく理解した上での判決となっているのか」「受け皿が用意されていないこと、その見込みもないというのは本当か」（日本発達障害ネットワーク 理事長 市川宏伸）

「この判決には、アスペルガー症候群に対する無理解および偏見があり、少なくとも五つの問題点がある」「アスペルガー症候群であるからといって、反省ができないというのは明確な誤認である。……自己の行動の意味を理解し、社会のルールの意味を理解することができるよう適切な支援が根気強くなされれば、十分に反省することは可能である」「(2) ……アスペルガー症候群であれば、まるで、意に沿わなければすぐに犯行にいたるかのような認定は、何ら根拠のない偏見と差別に基づくものである」「(3) ……そもそも、成人した本人と親・きょうだいが一緒に住む義務はないし、『社会の受け皿』はグループホームやケアホームなど、社会が提供すべきものであり、安易な家族責任論に立脚している」（日本自閉症協会 会長 山崎晃資）

「……同判決には、少なくとも看過することのできない2つの重大な点がある。／第1に、刑法の責任主義の原則に「反する点である。……まさに保安処分理念に基づいて量刑判断がなされたものと言わざるを得ない」「第2に、発達障害の特性及び発達障害者支援法の趣旨への無理解に基づき、発達障害者に対する偏見、差別を助長するおそれがある点である」（大阪弁護士会 会長

藪野恒明）

その他の抗議声明も同様に、アスペルガー症候群に対する理解の欠如、偏見を増長しかねない差別的見解であり、再犯の危惧故に刑事施設に長期にわたって収容する必要があるとする主張は保安処分である、などがニュアンスの濃淡こそあれその批判内容だった。

いくつかの疑問

二〇一二年のこの時期に、いまだにこのような見解がもたれ、それが刑事裁判という公的な場で「判決理由」として述べられる。そのことに、まずは、信じがたいという気持ちがあった。まして裁判員裁判によって示された見解である。信じがたいことではあるが、これは、少なくとも社会の最大公約数的な声であると考えなくてはならない。わたしたちの「障害者観」は、いまだこのようなものだったのである。

わたしは複雑な思いを抱いてもいた。「反省や贖罪の感情の乏しさ」「共有のしにくさ」は、自閉症スペクトラム障害の特徴の一つである。またその特性がさまざまな場面でミスマッチを作り、激しい行動障害や感覚過敏をもたらし、それが生活障害となり、重篤化したとき家族も現場も対応に苦慮する（もちろん、最も苦しいのは当事者本人である）。

引きこもりの生活が始まり、家族ともコミュニケーションを閉ざし、思いつめた果てに到り着く重大事件は、新幹線内での殺傷事件としてつい最近も社会に衝撃を与えたばかりだった。いづれも孤立のなかで、家族や本人は直接的・間接的にSOSを発信していたことが推測される。公判で、検察官と弁護士はどのような論議をしていたのか。裁判員はそれをどう受けとめ、どんなプロセス

を経て結論にいたったのか。裁判員制度の仕組み自体に問題はないか。あるいは裁判員裁判にとどまらず、現在の刑事司法全体の問題が、ここから燦り出されるのではないか。

一報を受けた後、ある雑誌より依頼があり、わたしはすぐに取材に入った。まずは、大阪で刑事裁判に取り組む弁護士、研究者、医師、直接本人に支援をする福祉関係者など、可能な範囲で取材依頼を入れた。以下、第一部は雑誌『世界』（岩波書店）での連載稿をまとめ直したものである。

事件のあらまし

報道や入手した裁判資料等によると、事件のあらまきは次の通りだった。

男性は、小学校五年生（一〇歳）の頃より三〇年にわたって自宅に引きこもる生活をつづけてきたが、この間、姉に対して被害感情をはげしく募らせ、恨みを強めていた。

事件は、二〇一一年七月二五日午後二時過ぎに起きた。男性の自宅を訪れた姉に対し、包丁で腹部や腕など数カ所を多数回突き刺した。姉は玄関の外まで出て、大声で近隣住民に助けを求めた。すぐに救急車がかけつけ、病院に救急搬送されるも出血性ショックによって死亡するという、痛ましくも凄惨な事件だった（なぜ恨みをもつようになったのか。引きこもりの間、どんなふうにして過ごしてきたのかについては後述する）。

裁判は四回にわたって開かれた。一回目は冒頭陳述と証人尋問。二回目は証拠調べと被告人質問。三回目が論告求刑と最終弁論。そして四回目が判決公判だった。わたしはまず大阪に飛び、障害をもつ人の刑事事件に早くから取り組んでいた弁護士を訪ねた。

第五章 出所者を福祉につなぐ

——「地域生活定着支援センター」の現状と課題

地域生活定着支援センターの立ち上げ

前章で、辻川圭乃は現在の司法の在り方を変えていく必要がある、とくり返し述べた。「障害」に理解をもつ刑事弁護士養成、刑事裁判のあり方や刑務所内処遇の再検討。そして裁判以前に、社会福祉士などの福祉スタッフが、弁護士と連携しながら支援に入ることなどの重要性を説いていた。二〇一三年のことである。まさに我が意を得たりだった。

この章では、益子千枝への取材談話を手掛かりとしながら「地域生活定着支援センター」を取り上げていくことになるが、それまで、少年審判以外では、「司法と福祉」という情報提供も連携も皆目なかった二つの領域にあって、両者を横断するような取り組みに着手した点は画期的であった。二〇〇三年に『獄窓記』を出版し、立ち上げのきっかけを作った一人である山本譲司は、ある講演で次のように話している（*1）。

「当時、自分なんかがおこがましいと思いつつも、厚生労働省の障害者福祉の担当役人や、福祉関係者の人たちを訪ね歩いて、刑務所の実態について話して回ることにしたのです。そんななかで、厚労省の障害者福祉の担当者が口にしたことばが非常に印象に残っています。それは、『わ

たしたち福祉は、美しいことしかやってこなかったんじゃないでしょうか。その一方で、支援の必要がある主に軽度の知的障害者の人たちに対しては、見て見ぬ振りをしてきたんです。そういうことばでした」

もちろん「罪を犯す障害者」の存在が、ここに来て降って湧いたように出現したわけではない。かねてより存在し、福祉関係者の頭を悩ませてきた問題だった。一部の志をもつ支援者の個人的な努力で、辛うじて社会につなぎ止められていた。しかし個人の努力だけでは追いつくはずもない。山本は現状を打開しようと行動を開始する。

「今〔講演時―二〇一二年九月〕から六年前のことですが、わたしは、厚生労働省に働きかけ、『罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究』という研究班をつくってもらいました。わたしの思いとしては、『罪を犯した障害者』だけではなく、『罪を犯さざるを得なかった障害者』、それに『罪を犯したことにされてしまっている障害者』の、地域生活支援という気持ちでいるのです。ともあれその研究班の提言が、やがて『地域生活定着支援センター』の設立につながっていきます」

そんな山本が、地域生活定着支援センターの現状に対し苦言を呈することになる。それがどんなものかは、本章の最後にお伝えしよう。

大阪府地域生活定着支援センターを訪ねる

わたしが大阪府地域生活定着支援センター（以下、定着支援センター）の、益子千枝の元を訪ねた

のは二〇一二年一月二日。平野区の事件の控訴審開始前だった。前章で書いているように、大阪定着支援センターと益子は、控訴審開始前より、平野区実姉刺殺事件の被告のサポートに入っていた。そして求められれば、情状証人として裁判での支援に当たろうとしていた。

益子は、支援に入る経緯について次のように話した。協力依頼が辻川弁護士からあり、それを受けて被告人と面会をした。本人の承諾を得たうえで個人情報聞かせてもらい、最初の支援計画書を作成した。辻川から求められたのは、実刑はやむなしであるが、裁判資料とするための出所後の支援計画を書いてほしい、刑期をできるだけ短期間にするためだということだった。

益子による説明の後、最も疑問に感じていたことから尋ねた。三〇年間も引きこもっていたというが、なぜ支援が入らなかったのか。益子は答えた。

「そこはわたしたちも解らないのです。気にはなっているのですが、被告人とは、まずは目的志向・未来志向でいかないと限られた時間しかなくて、生育歴に関する話ができる状況ではなかった。拘留所では特別面会にでもらったので、アクリル版越しではありますが、時間を一時間くらいもらいました。それでも必要なこととお聞きするのが精一杯でした」

益子は質問をあらかじめ文章化し、聞きたいことをアンケート形式で示したという。

「アンケートから選んでいた後、口頭で答えていただきました。さらにそれを文字化して示し、本人から確認を得るといふ手順を踏みました。意思疎通もいいですし、常識的な選択をしてくれます。判決には『反省していない』とありましたが、わたしから見れば、本人は反省もしているし、自暴自棄でも病的な思考でもなく、社会的に了解可能な判断をされていると感じま

佐藤 幹夫（さとう・みきお）

1953年生まれ。秋田県出身。養護学校の教員を20年以上勤める。その後フリージャーナリストとして活動。批評誌『飢餓陣営』の主宰者として、思想・文学・心理学など幅広い分野で評論活動も行う。著書に『自閉症裁判』（朝日文庫）、『一七歳の自閉症裁判』（岩波現代文庫）、『知的障害と裁き ドキュメント千葉東金事件』（岩波書店）、『ルボ認知症ケア最前線』Ⅰ（岩波新書）、『ルボ高齢者ケア 都市の戦略、地方の再生』（ちくま新書）、『評伝島成郎』（筑摩書房）など多数。

ルボ 闘う情状弁護へ——「知的・発達障害と更生支援」、その新しい潮流

2020年3月20日 初版第1刷印刷

2020年3月25日 初版第1刷発行

著 者 佐藤幹夫

発行者 森下紀夫

発行所 論創社

東京都千代田区神田神保町 2-23 北井ビル

tel. 03 (3264) 5254 fax. 03 (3264) 5232 web. <http://www.ronso.co.jp/>

振替口座 00160-1-155266

装幀／間村俊一

印刷・製本／中央精版印刷 組版／フレックスアート

ISBN978-4-8460-1903-7 ©2020 Sato Mikio, printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。